

米子市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険住宅」とは、本市における次の各号のいずれかに該当する区域内に存する既存不適格住宅又はこれらの区域内に存する住宅のうちその建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったものをいう。

- (1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により災害危険区域として指定された区域
- (2) 鳥取県建築基準法施行条例第4条各号に定めるところにより建築物の建築が制限されている区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域として指定された区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域
- (5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域

(交付目的)

第3条 補助金は、がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域からの住宅の移転を促進し、もって住民の安全の確保を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、危険住宅の移転を行う者（政府系金融機関又は一般の金融機関から親族居住用住宅のための貸付けを受けてその親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。）に対し、その実施する別表の左欄に掲げる事業（次条第1項を除き、以下「補助事業」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の中欄に掲

げる補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）の額に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。ただし、同表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を限度とする。

- 2 補助対象経費の額について、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあっては、当該仕入控除税額は、控除するものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、米子市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳書（別記様式第4号）
- (4) 補助事業の対象となる危険住宅（以下この項において「補助対象危険住宅」という。）の位置図及び平面図、移転先の位置図並びにがけ断面図
- (5) 補助対象危険住宅の現況を撮影した写真
- (6) 補助対象危険住宅及びその敷地の所有者を確認することができる書類
- (7) 補助対象危険住宅及びその敷地が前項の申請書を提出した者（次条において「申請者」という。）の所有に属さない場合にあっては、当該補助対象危険住宅及びその敷地の所有者の同意書（別記様式第5号）
- (8) 補助事業の実施に要する経費の見積書等の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する書類

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の規定による申請に際して補助事業に係る仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費の額をもって算出した額（以下この項及び次条第3項において「仕入控除税額を含む額」という。）をもって補助金の交付を申請することができる。この場合において、当該仕入控除税額を含む額は、当該補助事業に係る補助金の額を限度とする。

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を行うことと決定したときは、申請者に対し、米子市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により、その旨を通知するものとする。
- 3 前項の場合において、市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で補助金の交付の決定をすることができる。
- 4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を行わないことと決定したときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

（補助事業の着手）

第8条 前条第2項の補助金交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに、補助事業に着手するものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業に着手したときは、直ちに、米子市がけ地近接等危険住宅移転事業着手届出書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の届出書には、補助事業の実施に係る契約書の写しを添付しなければならない。

（申請事項の変更）

第9条 補助事業に係る規則第11条第1項に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の額
- (2) 補助事業の完了の予定年月日（当該年度において補助事業が完了しない場合に限る。）

2 補助事業者は、第6条第2項第1号の補助対象事業実施計画書に記載した補助事業の完了の予定年月日までに当該補助事業が完了しないことが明らかになったときは、速やかに、米子市がけ地近接等危険住宅移転事業完了期日変更報告書（別記様式第8号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日（当該補助事業が完了している場合に限る。）のいずれか早い日までに、米子市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業実施報告書（別記様式第2号）
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業収支決算書（別記様式第3号）

- (3) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳書（別記様式第4号）
 - (4) 補助事業の対象となった危険住宅に代わる住宅の配置図及び平面図
 - (5) 補助事業を実施する前及び補助事業を実施した後の前号の危険住宅を撮影した写真
 - (6) 補助事業の実施に係る契約書の写し（第8条第3項の契約書の内容に変更があった場合に限る。）
 - (7) 補助対象経費の内容及びその額を証する書類（除却経費については請求書の写し又は領収書の写し、借入金利子については金融機関等からの融資契約書の写し等）
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する書類
- 3 補助事業者は、第7条第3項の規定による交付の決定を受けた場合にあっては、第1項の規定による報告に際し、補助対象経費の額から当該報告の時点で明らかになっている補助事業に係る仕入控除税額（第13条第1項において「実績報告控除税額」という。）に相当する額を控除して得た額（当該交付の決定に係る補助金の額を限度とする。）を精算額として報告しなければならない。
- （補助金の額の確定）

第11条 市長は、第7条第3項の規定により補助金の交付の決定をした補助事業について前条第3項の規定による報告があったときは、当該決定をした額を変更して補助金の額を確定するものとする。

（補助金の支払）

第12条 補助金は、第10条第1項の規定による報告があった後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、規則第20条第2項に規定する請求書を市長に提出しなければならない。
- （補助事業に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業者は、第10条第1項の規定による報告をした後に消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合であって、その額が実績報告控除税額を超えるときは、速やかに、米子市がけ地近接等危険住宅移転事業消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第10号）により、その旨を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、規則第22条第2項の規定により、補助事業者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

事業の区分	補助対象経費	限度額
危険住宅の除却	危険住宅の除却に要する撤去費及び動産移転費、仮住居費、跡地整備費その他移転に要する経費	1戸当たり97万5,000円
除却した危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これらに必要な土地の取得を含む。）又は改修	除却した危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これらに必要な土地の取得及び造成を含む。）又は改修に要する資金を金融機関等から借り入れた場合における当該借入金の利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）の支払に要する経費	1戸当たり421万円（建物325万円・土地96万円）。ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域及び保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域並びに出水による災害危険区域については、1戸当たり731万8,000円（建物465万円・土地206万円・敷地造成60万8,000円）